

わが国における最低資本金規制の導入と廃止

高 岡 義 幸*

目 次

- I. はじめに
- II. 株式会社と資本確定
- III. わが国における最低資本金制度の変遷
- IV. 欧米の最低資本金制度
- V. 導入, 強化の目的とその背景
- VI. 緩和, 廃止の目的とその背景
- VII. 小 結

I. は じ め に

近年わが国では、商法をはじめとする会社関連法の改正が相次いでなされ、会社制度は大きな変貌を遂げている。その総仕上げとも言うべきものが、本年6月29日に成立した新「会社法」⁽¹⁾である。この一連の改正の中で資本に関する制度も大きな変遷を経てきたが、本稿ではその中の一つ、最低資本金制度を取り上げる。

私有財産制度を基礎とする今日、一般に財産は社会の構造を決定する最も基礎的な要素の一つであると言うことができよう。そのため、会社経営においても資本は組織内部の権限と責任を決定する最も基礎的な要素であり、商法第二編「会社」が出資を権限の源とする立場で編成されていることは周知のとおりである。また対外的には、資本は会社の信用の裏付けでもある。

この度、この重要な要素である資本に直結する最低資本金規制が、新「会社法」の施行と共に廃止されることになった。この規制は1990年に導入・強化されたものであるが、2002年には逆にこれを緩和する方向性が打ち出され、わずか15年で廃止が決定された。廃止後は資本金が最低1円あれば、会社設立の資本面での要件をク

* 広島経済大学経済学部教授

リアできることになる。

この制度の廃止は会社の構造を決定する状況が大きく変化していることを示す象徴的な事例であり、また今後、「会社は出資者のもの」という、現在主流となっている会社本質観の論拠に修正を迫る可能性を秘めた重要な事象とも考えられる。したがって純法律的な視角からの考察とは別に、この問題に会社経営構造の決定要因という視角からアプローチすることも大きな課題となろう。本稿では、この課題に取り組む第一段階として、わが国における最低資本金制度の変遷を確認し、その背景や論理を明らかにすることを目的としている。

II. 株式会社と資本確定

A. 会社形態の発達と有限責任

資本制度の誕生を探るためには、株式会社形態が成立するまでの会社形態の発達史を論理的に捉えなければならないが、ここではそのこと自体が目的ではないので、本稿の目的に照らして必要な点のみを確認しておこう。経営の観点からは会社制度の発達過程を下記の二つ側面から捉えるとその発達の論理がよく見えてくる。

①資本調達規模を拡大するための仕組みとしての側面

②統一的経営意思形成をスムーズに行うための権限と責任の仕組みの側面

会社形態はまず少数の人間が共同で出資し、全員が経営に参加する仕組みとして形成される。責任形態としては全員が無限責任を負う。これがいわゆる機能資本家の結合体で、合名会社に相当する形態である。

次に、資本規模をさらに増大するためにはより多くの出資者を募らなければならないが、その際、統一的意思形成の容易さも残しておかなければならない。そのためには合名会社形態の単なる量的拡大では不可能である。「船頭多くして船山に登る」の事態が生ずるからである。そこで、少数の機能資本家（無限責任を負う）を核として、これに多数の無機能資本家（有限責任しか負わない）を結合する形態が生まれる。いわゆる合資会社に相当する形態である。

この形態は、形式論理的には無機能資本家を増やしさえすればどこまでも資本規模を増大できる便利な形態である。しかし、ここで責任形態が問題として浮上する。機能資本家の無限責任が資本増大を阻止する要因として働くのである。すなわち、一つには、無限責任を負って経営を担う機能資本家達は、大規模になった企業の大きなリスクを自分たちだけで負うことを拒否し始めるからである。今一つには、機能資本家の資産といえども無限ではないために、大規模化した企業の無限責任が実質的には意味のないものになるからである。この阻止要因を取り払わねば更なる資

本規模の増大は不可能である。そこで生まれたのが「出資者全員有限責任」という方式である。そしてこれが株式会社形態を生み出す要件の一つとなった。

なお、最低資本金規制は有限会社も対象としている。有限会社は、導入時期で言えば株式会社よりもずっと後の1938（昭和13）年に導入された形態である。しかし会社形態の発達度で序列化すれば、いわば「簡易・株式会社」とも言うべきもので、株式会社よりも低次の位置にある。

B. 有限責任と資本確定

さて、誰一人無限に責任を負う者がいなくなった会社形態においては、この会社と取り引きする者は大きな貸し倒れのリスクを負うことになる。有限責任しか負わない社員（出資者）は会社債権者に対して何らの義務も負わないので、債権者にとっては会社財産が弁済のための唯一の担保となるからである。そこでこのリスクを軽減すべく、有限責任形態導入の、いわば代償として導入されたのが「資本充実の原則」⁽²⁾、「資本維持の原則」⁽³⁾、「資本不変の原則」である。機能資本家の人的保証に代わって物的な担保を設定する諸原則である。

ちなみに、資本充実の原則は、資本額に相当する財産が株式発行に際して確実に会社に拠出されることを確保する原則であり、資本維持の原則は、会社存続中に資本額に相当する純資産が会社に留保されることを確保する原則であり、資本不変の原則は、確保した資本を安易に変更しない原則である⁽⁴⁾。

本稿で考察対象とする最低資本金制度は、いずれの原則にも関係があるが、主として資本充実に関わる問題だと言えよう。

Ⅲ. わが国における最低資本金制度の変遷

A. 概説

わが国における最低資本金制度は、株式会社に関して言えば、「規定なし→少額で実質的な導入→金額を引き上げて正式に導入→時限立法による緩和→廃止」という道筋を経て今日に至っている。金額を大幅に引き上げて正式に導入・強化されたのが1990（平成2）年であるが、折しもこの年バブル経済が崩壊し、程なくこの制度が起業の障害になる状況が生まれる。そのため、以後は起業促進が優先されて、逆に、緩和、そして廃止へとという道をたどることになる。この変遷を時系列的にやや詳しく見てみよう。その際、この制度と密接な関係にある株式の額面・無額面問題、および株式の最低発行価額問題と合わせて考察する。

B. 資本制度、株式制度の変遷

1. 1950（昭和25）年以前

この時期、有限会社の最低資本金は1万円と定められていたが、株式会社については定めがなかった。その理由は、有限会社の場合、最初から小規模で閉鎖的な会社が想定されていたために、最低資本金規制がなければ、会社が濫設される事態が考えられたからである。そこでこの事態を防止するという観点から最低資本金額がその歯止めとして定められた。逆に、株式会社形態は元来大規模公開会社のみへの適用を想定して設計された形態であるため、この形態では会社設立当初から自発的に相当額の資産が確保・維持されるだろうとの見込みと期待があったからである⁽⁵⁾。しかし周知のとおり、実際には小規模でありながら株式会社の形式をまとう会社が多数設立され、法律と実態との間の乖離が生み出された。そしてこれが後に、株式会社を大・小二つのカテゴリーに区分して規制する大小会社区分の問題を生み出す原因ともなる⁽⁶⁾。

2. 1950（昭和25）年～1980（昭和55）年

1950年にはアメリカの会社法を参考にして戦後初めて的大幅な商法改正が行われたが、株式会社の最低資本金は定められなかった。しかし額面株式の額面が50円から500円に引き上げられた。これは資本充実の強化を意味する措置である。しかし同時に無額面株式も導入されている。これは論理的には資本充実と逆の意味を持つもので、資本充実を多少犠牲にしても株式発行の自由度を高めようとした方策だと言えよう。なぜなら額面以下での株式発行が禁じられている状況下では、株価が額面以下で低迷している企業には株式発行は事実上不可能であるが、無額面株式を用いれば低価格での株式発行が可能になるからである。なお、有限会社の最低資本金額は1951（昭和26）年に10万円に引き上げられている⁽⁷⁾。

3. 1981（昭和56）年～1989（平成1）年

1981年の商法改正においては、株式会社の最低資本金を実質的に引き上げる制度改革がなされた。形式上は依然として規制はなかったものの、新規に設立される株式会社の額面株式の券面額が500円から50,000円に引き上げられ、また無額面株式もその最低発行価額が同じく50,000円に定められたからである。株式会社設立に必要な発起人の数が7人以上と定められていたので、この改革によって最少でも35万円の資本拠出が必要になった。

なお、株式の最低発行価額が50,000円に定められたことに伴って、株式の売買単位と議決権に関しても「単位株制度」が導入された。これは株式の最低取引数を定めたもので、50,000円を額面金額で除した数値、例えば券面額50円の株式であれば

1,000株を売買単位とする制度である。株主総会における議決権の数も1単位の株式について1個とされた。なお、この期間、有限会社の最低資本金は10万円のまま据え置かれている。

4. 1990（平成2）年～2000（平成12）年

1980年代後半の、いわゆるバブル期に会社不祥事が相次いで発覚し、会社財産の毀損が懸念される事態が続出した。そのためこの時期に債権者保護の声が高まり、ついに1990年には株式会社にも最低資本金規制が正式に導入された。しかも金額も大幅に引き上げられ、1,000万円とされた。これと同時に、有限会社の場合もそれが300万円に引き上げられた。このように最低資本金規制が強く打ち出されたことに伴って、株式の最低発行価額規制は意義を失ったため1990年に廃止された。

5. 2001（平成13）年

この年、最低資本金規制に大きな変化はなかったが、額面株式が廃止され、発行される株式が全て無額面になった。その大きな理由の一つは、1970年代から始まった株式の時価発行がこの時期までに普及し、新株発行方法として定着してきたからである。額面株式の廃止は、前に述べたとおり論理的には資本充実の原則に逆行する側面をもつものである。発行価額に対する資本金組み入れ額を十分確保しなければ資本充実ができないからである。したがって額面株式の廃止は最低資本金規制を緩和する方向性を示す措置の一つと解釈することができよう。

また2001年からは従来の単位株制度に代わって単元株制度が導入され、株式売買単位が自由に設定されることになった。これは、市場における株価水準の全般的な上昇によって、株式1単位の売買金額が高騰していたため、多くの個人にとって株式市場への参加が困難になったからである。株式市場を活性化するためにも、売買できる金額を引き下げて、多くの投資家を株式市場に呼び込む必要があると認識されたのである。

6. 2002（平成14）年～2004（平成16）年

法律の施行時期で言えば2003（平成15）年の2月1日以降であるが、最低資本金規制は大幅に緩和された。1990年のバブル崩壊以降不況が長引き、マクロ的立場からの経済活性化促進のためにも新たな分野での新規企業創設が不可欠の課題とされていた。そのため有限会社300万円、株式会社1,000万円という最低資本金の額は起業の障害と認識されるようになったのである。⁽⁸⁾

この障害を除去するために、「新事業創出促進法」が制定され、最低資本金規制に特例措置が導入された。⁽⁹⁾これによって有限会社、株式会社のいずれにおいても、最低1円の資本金で会社が設立できることになった。ただし最低資本金規制は廃止

されたのではなく緩和されただけであったため、この特例措置にはまだ条件が付されていた。会社設立後5年以内に有限会社は300万円まで、株式会社は1,000万円まで⁽¹⁰⁾資本金を増額しなければならないとされていた。

7. 2005（平成17）年以降：施行予定時期で言えば、2006年度から

2005年に制定された会社法によって、上記の最低資本金規制に対する緩和措置は恒久化される。すなわち、最低1円の資本金で株式会社が設立できる制度に時限が無くなり、しかも設立後に資本金の増額を求められることもなくなる。最低資本金規制の廃止である。このように、わが国における最低資本金規制は1990年の商法改正までは強化される方向を歩み、その後、1990年代半ばを境として緩和、そして廃止という経過をたどっている。

本節の内容を一覧表にまとめれば下記のようなだろう。

資本・株式制度の変遷

改正年	最低資本金制度		株式の券面額		最低発行価額
	有限会社	株式会社	額面	無額面	
1950年 (昭和25) 以前	1万円	無し	50円	 	全額払込 →20円 分割払込 →50円
1950年 (昭和25)	昭和26年 10万円 発起人2人	無し 発起人7人	500円	導入	
1981年 (昭和56)	10万円	実質35万円 形式上は無し	50,000円 ★単位株制度	50,000円以上 で発行	50,000円以上
1990年 (平成2)	増額 300万円 発起人1人	導入 1,000万円 発起人1人	 	 	 廃止
2001年 (平成13)			 廃止	★単位株制度 売買単位の 自由化	
2002年 (平成14)	緩和 1円	緩和 1円	 		
2005年 (平成17)	 	廃止 1円	 		

〈参考〉

- ①1981年から1990年まで、株式会社の最低資本金が「実質35万円」というのは、最低発行価額の50,000円に発起人の最少数である7をかけた数値である。
- ②2001年から導入された「単位株制度」とは、会社が定めた一定株数を「1単位」とし、これを議決権行使、ならびに市場での売買の最低単位とするものである。

IV. 欧米の最低資本金制度

欧米の主要国の最低資本金制度は次のようになっている。

A. アメリカ

アメリカにおける最低資本金制度は州ごとに異なるが、少なくともデラウエア州やニューヨーク州の会社法では採用されていない⁽¹¹⁾。

アメリカでもかつて、資本制度には資産確保機能と配当阻止数としての機能を通じて、債権者保護の機能を果たすことが期待されていた⁽¹²⁾。そのため各州の会社法においても、伝統的には資本制度が定められていた⁽¹³⁾。しかしその後、資本制度は株式発行時の債権者や投資家を保護する機能を果たしているとは言い難いと認識されるようになる⁽¹⁴⁾。その結果、今日アメリカでは資本制度を放棄し、それに換えて、会社資産の株主への流失規制を採用している州が多い⁽¹⁵⁾。たとえばカリフォルニア会社法典は1977年に額面株式・法定資本制度を廃止した⁽¹⁶⁾。

B. ヨーロッパ諸国

ヨーロッパ諸国では、アメリカと違い、全体として最低資本金規制を採用している国が多いが、英、独、仏では次のようになっている⁽¹⁷⁾。

- a) イギリス：公開会社については50,000ポンド（約930万円）
- b) ドイツ：株式会社については50,000ユーロ（約700万円）
 有限会社については25,000ユーロ（約350万円）
- c) フランス：公募株式会社については225,000ユーロ（約3,150万円）
 非公募株式会社については37,000ユーロ（約518万円）
 有限会社については、2004年に、起業促進目的で廃止

V. 導入、強化の目的とその背景

A. 目的

最低資本金規制導入の目的は、端的に言えば「会社債権者の保護」である。会社債権者を保護する制度には主として下記の三つのものがあるが⁽¹⁸⁾、最低資本金規制はこの中の①に属する方策で、伝統的に用いられてきた制度である⁽¹⁹⁾。資本金の増額による債権担保機能の量的強化という最も直接的な方策がその柱となる。

①会社財産の充実・維持

- イ) 資本充実としての会社設立時の規制
- ロ) 資本維持としての資産の不当な流出防止 = 配当規制

②会社の決算書類の開示

③取締役の責任

出資者が有限責任を負うのみの会社においては、出資者は債権者に対して直接何らの責任も負わないので、法人たる会社がその財産をもって責任を負うのである(資本団体⁽²⁰⁾制)。この原則から考えて、会社設立時に相当の責任財産を確保する最低資本金制度は有効で望ましいと考えられてきた。自己資本の充実⁽²¹⁾によって、倒産の防止、過小資本に起因する無責任経営の予防、会社濫設の防止などに効果が期待できるからである。⁽²²⁾

実際、最低資本金制度の目的とされる債権者保護の歴史は古く、フランスにおいてもイギリスにおいても破産防止による債権者保護の試みは古くから取り入れられている。またわが国においても1890年の商法制定以来、資本維持による債権者保護が図られたきた。その意味で、最低資本金制度は破産を巡る債権者保護の歴史の延長線上にあって、資本金の債権担保機能の量的強化⁽²³⁾を通じて債権者保護に実効性を付与する一つのインフラと捉えることができよう。

また最低資本金制度には間接的なねらいもある。税負担の軽減や信用利用を目的として、いわば制度濫用的に設立された多くの小規模零細株式会社をコスト面から排除し、株式会社形態における債権者保護の実効性を確保しようとするねらいである。⁽²⁴⁾ 言い換えれば、大規模会社を想定した法の理念と、小規模零細会社が濫立している現実との乖離⁽²⁵⁾の是正である。

B. 背景：経済・社会状況

1. 規制導入への動き

最低資本金規制導入の提起は、大小会社区分の問題と共に、すでに1955(昭和30)年の商法改正前後から始まっている。当時の主張の主眼は、本来会社法が予定していない多数の中小企業を株式会社の枠から排除することにあったようである。そしてその主張には、中小企業の「株式会社成り」に対する感情的な反発とも言えるような側面もあったと言われている。⁽²⁶⁾ 零細規模株式会社排除論とも言える主張である。

その後、1975(昭和50)年に法務省から出された各界向けの意見照会でも最低資本金問題が取り上げられている。1979年には第二次オイルショックが発生し、1985年にはプラザ合意を契機とする急激な円高が発生するなど、1970年代から1980年代には日本企業の競争力を低下させるような要因が続いて発生している。このような状況下で経営体力の低下に直面している企業が多発したため、1980年代から1990年

代にかけては、「足腰の強い企業を育てる」という基本理念の下に商法改正作業が進められた。⁽²⁷⁾ いわば企業体力強化論とも言うべき主張である。なお1985年頃には大小会社区分問題も具体的なレベルで検討され始めている。⁽²⁸⁾

2. 資本の実質価値低下とその是正

最低資本金制度自体ではないが、1981（昭和56）年の商法改正時に株式の最低発行価額が引き上げられている。額面株式の券面額はそれまでの500円から50,000円に、また無額面株式の最低発行価額も50,000円に引き上げられた措置である。これは貨幣価値の低落を勘案して、新設会社の出資単位を大幅に引き上げることにしたものである。⁽²⁹⁾ 当時、株式会社設立には発起人が7人以上必要であったので、この改正を期に株式会社の実質的な最低資本金額は35万円に引き上げられたことになる。

それまでの額面株式の券面額500円はあまりにも少額であるため、これが100倍に引き上げられたのではあるが、それにしても35万円は、会社債権者保護の担保としては、当時の物価水準からみればなお低い水準に留まっていると言わざるを得まい。ちなみに昭和56年の大卒男性の初任給はおよそ12万円であった。

有限会社の最低資本金は、昭和26年の有限会社法改正で、それまでの1万円から10万円に引き上げて増強が図られているが、⁽³⁰⁾ この金額も担保としては低い水準にあると言わざるを得まい。

3. 資本組み入れ比率の変更

額面株式の券面額引き上げ、無額面株式の最低発行価額引き上げに加えて、資本組み入れ基準の変更も行われている。具体的には、額面株式についても無額面株式についても、発行価額の全額を資本に組み入れることを原則としつつ、その発行価額の二分の一以内の額は資本に組み入れなくてもよいこととされたのである。⁽³¹⁾ 従来、額面株式についてはその券面額、すなわち50円または500円を資本に組み入れることとされていたために極めて少額にとどまっていた。これが1981年の改正後は発行価額（50,000円以上）の二分の一以上とされたために、⁽³²⁾ 実質的には大幅な引き上げとなったのである。また、無額面株式についても資本組み入れ比率がそれまでの、「4分の3以上」から「2分の1以上」に引き下げられたのであるが、最低発行価額が50,000円以上と定められたために、⁽³²⁾ 実質的には資本充実が促進されたと言える。

VI. 緩和、廃止の目的とその背景

A. 目的：立法理念の変化

前に述べたとおり、1990年代前半までは商法改正の理念は「足腰の強い企業を育てる」ことにあった。しかし1990年代後半からは明らかにそれまでとは異なる理念が掲げられるようになる。1997年以降の改正では「企業の収益力の向上を図り、もっぱら企業の行動の自由度を上げる」方向のものになる。さらには、不況から脱出するための「起業の支援・促進」にも重点が置かれるものになったのである。これは最低資本金規制を導入した1990年の商法改正理念を変更しようとする傾向を示すものであり、この流れが本年（2005年）成立した新会社法にも引き継がれている。⁽³³⁾

B. 背景と理由

1. 起業に際しての障害の除去

1990年の、いわゆるバブル崩壊以後、従来の経験に基づいた景気回復策は見るべき効果を発揮できず、不況は長期化しつつあった。従来の企業支援は、主として既存企業の組織化、共同化を推進するものであったが、バブル崩壊後の状況下ではそれらが従来ほどの効果を上げることができなかった。この閉塞状況を打破し、わが国の経済に新たな活力を生み出すための方策が模索されていたが、そのためには新たな分野での起業・開業が不可欠であるとの社会的理解が浸透していた。

経済政策の性格も、「経済活性化、起業促進、規制緩和」などを目標とするものになり、たとえば政府系金融機関も、新事業・創業融資を開始している。また労働省も女性のための企業セミナーを導入している。⁽³⁴⁾ 会社制度改革の方向性をより具体的に言えば、①会社設計の自由度の向上、②健全性を多少犠牲にしても効率性を重視ということである。⁽³⁵⁾

そこで問題として浮上したのが最低資本金制度である。1980年代後半のバブル期に急上昇した地価や家賃などのために開業資金は高騰しており、新規事業の立ち上げを意図するベンチャー企業家にとって、有限会社の300万円、株式会社の1,000万円は大きな負担であった。そのため最低資本金規制が新たな起業・開業を阻止する大きな外的要因となっていたのである。⁽³⁶⁾

1990年代後半から2000年代初期にかけて会社設計の自由度向上などを目的として制定された主要な法律には以下のものがある。

1998：新事業創出促進法

1999：産業活力再生特別措置法

- 2000：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
- 2002：資本充実原則の緩和＝最低資本金制度の一時免除
- 2005：新・会社法→最低資本金制度の廃止

2. 資本金による債権者保護の限界と会計情報開示

最低資本金制度が廃止されるに至る背景には、前に述べた積極的な理由の他に消極的な理由もあるようだ。それはこの制度による債権者保護効果に対する疑問である。たとえば吉原和志氏によると「最低資本金制度に債権者保護の役割を過大に期待することは妥当ではない」。「現実的な債権者保護を目指すならば、最低資本金額の引き上げよりもむしろ、倒産時に債権者への弁済に供せられる責任財産を大きくする手だてを考えるべきである⁽³⁷⁾」。資本金額よりも純資産の方がより実質的な債権者保護機能をもつという主張である。その論拠は、会社設立時の純資産がその後も維持されている保証はないからであり、経営に失敗すれば資産はたちまち毀損されるからである。

さらにこの主張を一步進めて、会計情報開示の有効性を論拠とする主張もある。資本制度は会計制度やその開示制度が十分に発展していなかった時代には会社債権者保護の重要な役割を果たしていた。しかしこれらの制度が格段に進歩した現在むしろこれを重視すべきであり、資本制度には根本的な見直しが必要だというものである⁽³⁸⁾。要するに、最低資本金制度よりも、その時々純資産状況を判断できる会計情報のディスクロージャー強化や監査の強化の方が実質的な効果をもつという主張である⁽³⁹⁾。

同様な主張は産業界からも上がっている。1984年5月に法務省民事局参事官室から公表された最低資本金制度に関する提案に対して、経団連も次のように回答している。この制度は「それほど有効とは考えられず、また債権者は事前に相手方の財務内容を十分に調査し、必要に応じて経営者の個人保証などをもって信用供与を行うので、相手方の資本金の大きさ自体は重要な決定要因とはならない⁽⁴⁰⁾」と。要するに、会計情報の獲得がより実質的な手段となっていることを示唆する意見である。

このように、最低資本金制度は今日必ずしも債権者保護に積極的な役割を演じるものではなく、取引の相手方が会社財産関係情報を知りうる制度的手当をなせば債権者保護としては十分であること、また過小資本が必ずしも安易な経営に直結するものではないことなどが指摘されている⁽⁴¹⁾。

ちなみに、アメリカでは会社計算の適正を担保する制度を設け、計算書類の開示によって債権者保護を図る方に重点が移っている⁽⁴²⁾。

C. 新たな経営資源（知識）の重要性向上

折しも1990年代は、ITによる新たな業種が誕生し、あるいはバイオテクノロジー、ナノテクノロジーなどの応用技術が花を開きはじめた時期でもあった。これらの技術が新たな産業分野を切り開く可能性を秘めていることが注目され始めたのである。これらの技術を応用した事業分野での企業経営に関しては従来とは大きく異なる事情が見られる。それは企業の新設において必ずしも巨大な資本を必要としない点である。これを逆の側面から言えば、企業経営に必要とされる経営資源の内で、ソフトな分野、言い換えれば知識の相対的重要性が大きく向上している点である。

近代工業社会においては資本規模の大小が経営の強さを左右する決定的な要因であった。資本が経営者や従業員を支配できたからである。しかしそれがここに来て必ずしも絶対的な要因ではなくなってきたのではなかろうか。資本（出資者）の地位の相対的低下という事態を、われわれは経営者の地位の相対的向上ということの中に見てきた。企業経営において必要とされる知識の質が高度化し、それへの依存度が高まれば高まるほど経営者の権限を拡大し、彼らの自由度を高めざるを得ないこと。そしてその結果、資本（出資者、所有者）による支配は相対的に弱体化せざるを得ないこと。言い換えれば、株式会社が大規模化すれば「所有と経営の分離」が必然的に生じ、その発展形態としての「経営者支配」も不可避であるということ⁽⁴³⁾をわれわれはすでに歴史的経験から学んでいる。

このような、従来型の事情による経営者の相対的地位向上という事態に加えて、今われわれはさらに新しい経営資源の台頭に直面している。端的に言えばいわゆる知識社会の到来である。その到来を主張する説が唱えている事態がようやく会社の設計思想の変化にも反映されてきていると考えられる。近年の商法改正にもこの視点からの新たな要求と発想は順次盛り込まれてきたが、それがついに新たな企業形態としても具体化されている。本年の8月からすでに導入されている「有限責任事業組合」(Limited Liability Partnership, 日本型 LLP) と、新・会社法で新設される「合同会社」(Limited Liability Company, 日本型 LLC) ⁽⁴⁴⁾である。これら二つの形態においては、権限や責任の配分を必ずしも出資額の大小を基準として行うのではなく、知識の貢献度にも配慮して、会社設立者間で自由に決めてよいことになっている。いわゆる定款自治の拡大である。これは出資を絶対的な基礎としてきた従来の会社設計思想とは大きく異なる新たな設計思想である。

VII. 小 結

第二次大戦後のわが国における最低資本金制度について、その導入に至るまでの

過程と、導入後それが緩和され、廃止されるまでの過程を見てきた。比較的短期間に政策の目的が全く逆の方向に転換されることを、その背後にある経済・社会状況の変遷と共に捉えることができた。

そもそも会社法制とは、経済活動を担う企業の社会的・法律的基盤を整備し確立するためのものであるから、経済社会状況の変化に応じて変わるのはむしろ当然である。⁽⁴⁵⁾ われわれがしなければならないことは、この変化の中にその動向の論理を捉え、変化の本質を正確につかむことであろう。

本稿で明らかになったことの一つは、会社設立初期の資本充実規制のみでは債権者保護は十分にできず、純資産の確保とその情報を開示することがより重要だということである。今一つは、最低資本金制度の変遷もいわゆる知識社会化の進展という文脈の中で捉えることができるということである。いいかえれば、今日の企業競争力の源泉、言い換えれば利潤の源泉として従業員、技術者、経営者などの知識や能力がより高く評価されなければならない事態が進展しているということである。⁽⁴⁶⁾ これに類似した主張として、従来の財務諸表に盛り込まれていない製品開発力などの「見えざる資産」の重要性を強調する説もある。⁽⁴⁷⁾ 今後の会社形態の設計にもこれらの事態を積極的に反映させることが重要となろう。

注

(1) 従来、「会社法」という語が慣用的に用いられてきたが、これは会社に関する主たる法律である商法の第二編や商法特例法、有限会社法などを包括する通称であって、わが国には会社法という名称の法律はこれまで無かった。しかしこの度、商法の現代語表記も含めて一連の会社関連法が整理され、正式名称としての「会社法」が本年の6月29日に成立した。来年度（2006年度）から施行される予定である。

(2) 島原宏明、「債権者保護機能から見た資本制度」、企業会計 2005, Vol. 57, No. 9, 27頁参照。

(3) 濱田康行、斎藤一朗、「最低資本金制度の経済的意義」、金融ジャーナル、36巻11号、1995年11月、22頁参照。

(4) 森本 滋、「序論——わが国会社法の資本制度関連改正の動向」、商事法務 1601、2001年7月25日、5頁参照。

会社法上の資本概念は、会社の成立から解散に至るまで、会社が充実・維持すべき財産額を示す計算上の数値である。現行商法では、発行済み株式の発行価額総額を原則的な資本額とする（商法284条の2第1項）。ただし発行価額の二分の一を超えない額は資本に組み入れずに払込剰余金として資本準備金に積み立てることができる（商法284条の2第2項）。要するに、株式引受人が拠出した資金ないしそれに準ずるものは資本に組み入れるか、資本準備金として積み立てることが義務づけられている。

(5) 倉澤康一郎、会社法改正の論理、成文堂、1994年、58～59頁参照。

なお、この時期、株式は全て額面株式で、その券面額は50円であった。

ちなみに、株式の券面額の由来は、そもそも株券が株金の払込領収書から発展したものであり、株式の対価として払い込まれた金額を証明するものとして券面にその金額が記載されたところにあるといわれている（高鳥正夫、「無額面株式の効用と限界」、会社法の諸問題〔増補版〕、慶応通信、昭和56年、135頁参照）。

- (6) 倉澤康一郎、前掲書、57～58頁参照。
- (7) 北沢正啓、「最低資本金制度」、企業会計、Vol. 38 No. 8、1986年、72頁。
- (8) 朝日新聞、2003年10月16日。
- (9) 後にこの特例措置の根拠法律名が変わり、2005（平成17）年4月13日以降は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」が根拠法となった。
- (10) 経済産業省によると、2005（平成17）年9月2日現在、この特例措置によって申請あるいは設立された会社数は以下の通りである。
 全国での申請件数 34,583件
 この内の設立件数 28,120件（内、1円会社は1,308件）
 内訳 株式会社→11,467件、有限会社→16,653件
- (11) 相澤 哲編著、新・会社法、商事法務、2005年、33頁参照。
- (12) 小林 量、「コーポレート・ファイナンス法制の柔構造化」、商事法務 1603、2001年8月25日、18頁参照。
- (13) 伊藤靖史、「アメリカにおける資本制度と債権者保護」、商事法務 1601、2001年7月25日、11頁参照。
- (14) 伊藤靖史、前掲論文、12頁参照。
- (15) 小林 量、前掲論文、19頁参照。
- (16) 伊藤靖史、前掲論文、13頁参照。
- (17) 相澤 哲編著、前掲書、33頁参照。
- (18) 北沢正啓、「最低資本金制度」、企業会計、Vol. 38 No. 8、1986、76頁参照。
- (19) 志村治美、有限会社の設立と運営、同文館、1982年、166頁。および島原宏明、前掲論文、28頁参照。
- (20) 志村治美、前掲書、166頁参照。
- (21) 稲葉威雄、「商法・有限会社法改正試案の解説（2）」、商事法務、1078号、22頁以下参照。
- (22) 浅木慎一、「最低資本金基準未達成に基づくみなし解散会社との取引——銀行取引上の実務対策を中心に——」、高窪利一先生還暦記念論文集刊行委員会編、現代企業法の理論と実務、1993年、35頁参照。
- (23) 濱田康行、斎藤一朗、前掲論文、22頁参照。
- (24) 濱田康行、斎藤一朗、前掲論文、21～23頁参照。
- (25) 浅木慎一、前掲論文、35頁参照。
- (26) 吉原和志、「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（1）」、法学協会雑誌、第102巻第3号、1985年、429頁参照。
- (27) 稲葉威雄、「現代化の理念の分析」、企業会計、Vol. 57、No. 9、55～56頁参照。
- (28) 吉原和志、前掲論文、429頁参照。
- (29) 竹内昭夫、改正会社法解説〔新版〕、有斐閣、昭和58年、35頁。
- (30) 志村治美、前掲書、18頁。
- (31) 竹内昭夫、前掲書、17頁。

- (32) 竹内昭夫, 前掲書, 229~231頁。
- (33) 稲葉威雄, 「現代化の理念の分析」, 企業会計, Vol. 57, No. 9, 56頁参照。
- (34) 濱田康行, 斎藤一朗, 前掲論文, 23~24頁参照。
- (35) 稲葉威雄, 「現代化の理念の分析」, 企業会計, Vol. 57, No. 9, 56~60頁参照。
- (36) 島原宏明, 「債権者保護機能からみた資本制度」, 企業会計, Vol. 57, No. 9, 28頁。および濱田康行, 斎藤一朗, 前掲論文, 24頁参照。
- (37) 吉原和志, 「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護(1)」, 法学協会雑誌, 第102巻第3号, 1985年, 429~430頁。
- (38) 森本 滋, 前掲論文, 5頁。
- (39) 倉澤康一郎, 「最低資本金と大小会社区分立法」, 税経通信, 第41巻7号, 1986年6月, 13~14頁参照。
- 新会社法にも一定の自己資本を保有させる規定はある。すなわち, 純資産が300万円未満の場合には, 剰余金配分, すなわち配当はしてはならない(会社法, 458条)。
- (40) 北沢正啓, 前掲論文, 73頁参照。
- (41) 浅木慎一, 前掲論文, 36頁参照。
- (42) 島原宏明, 前掲論文, 28頁参照。
- (43) ちなみに, 出資者が己の支配権限の相対的縮小に直面し, その失地を回復すべく経営者の行動に規制をかけようとしたのがコーポレート・ガバナンスに他ならない。わが国ではこの用語がトップマネジメントの構造という意味で用いられるなど, 曖昧に多義的に使われているようであるが, 整理して用いることが望ましい。企業の経営に自らの意志を圧倒的に強く反映させることを「支配」と言い, 委任者である出資者から見れば受任者であるはずの経営者の強大化した支配的行動に対して, 出資者の利益を確保しようという立場からこれを監視し, 規制しようというのが「ガバナンス・統治」である。
- (44) 両形態はいずれも, 有望な新規事業が大規模な設備投資を必ずしも必要としない分野に移行した事態に合わせて, 経営の機動性を高めたり, 高度な専門知識やノウハウの活用を容易にすることを目的として導入された。LLC は新・会社法の施行に伴って導入される予定であるが, LLP を導入する法律は, すでに本年の8月から施行されている。
- (45) 稲葉威雄, 「現代化の理念の分析」, 企業会計, Vol. 57, No. 9, 56~60頁参照。
- (46) 岩井克人, 「全ては人に始まる」, 日本経済新聞, 2005年8月29日。
- (47) 竹内佐和子, 日本経済新聞, 2005年, 3月18日。